

坂戸、鶴ヶ島水道企業団物品修繕標準契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、別添の仕様書（現場説明書等を含む。）及び図面（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、この契約の目的である契約書記載の物品を、契約書記載の納入期限内に修繕し、契約書記載の納入場所において発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 受注者は、この約款若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、この契約を履行するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この約款における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 受注者は、この契約の全部又は大部分若しくは発注者の指定する部分の修繕を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(修繕のための引取り)

第4条 受注者は、契約物品の修繕のため、物品の全部又は一部を受注者の工場、事務所等に引き取るときは、あらかじめ発注者に通知し、発注者の立会いの上、引き取らなければならない。

2 受注者は、前項の規定により発注者から物品を引き取ったときは、当該物品の修繕期限までの預かりを証する書面を発注者に提出しなければならない。

(修繕のための分解)

第5条 受注者は、修繕のため契約物品を分解するときは、発注者の立会いを求めて、これを行うものとする。ただし、発注者が必要でないと認めるときは、この限りでない。

(記録書類の整備等)

第6条 受注者は、発注者が特に必要があると認めて仕様書等に材料又は修繕等の写真及び記録を整備すべきものと指定してあるときは、当該記録を整備し、発注者の要求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。

(材料の品質)

第7条 契約物品の修繕に使用する材料について、仕様書等にその品質が明示されていないものは、中等以上の品質を有するものとする。

(修繕内容の変更、中止)

第8条 発注者は、必要があるときは、契約物品の修繕内容を変更し、又は修繕を一時中断することができる。この場合において、請負金額又は納入期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面をもってこれを定める。

2 前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して書面をもって定める。

(納入期限の延長)

第9条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、納入期限内に契約物品の修繕を完了することができないことが明らかとなったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明示した書面をもって納入期限の延長を求めることができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、納入期限を延長しなければならない。発注者は、その納入期限の延長が発注者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第10条 修繕物品に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため必要を生じた経費は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生に発注者の責めに帰すべき理由がある場合は、その過失の範囲内で発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

(修繕完了の通知)

第11条 受注者は、契約物品の修繕が完了したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(検査)

第12条 発注者は、前条の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立会いを求めて当該物品の検査を行うものとする。

2 受注者は、前項の検査に立ち会わないときは、その検査の結果につき、立ち会わないことによる異議を申し立てることはできない。

3 受注者は、第1項の検査に合格しないときは、遅滞なくこれを補修又は再修繕を行い、納入期限内又は発注者の指定する期日までに再検査を受けなければならない。この場合における修繕完了の通知及び再検査等については、前条及び前2項の規定を

準用する。

(物品の引渡し)

第13条 受注者は、納入物品が前条の規定による検査に合格したときは、納入場所において遅滞なく当該物品を発注者に引き渡さなければならない。

(請負代金の支払)

第14条 受注者は、当該物品のすべてについて前条の規定による引渡し完了後、発注者の指示する手続に従って請負代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の請求があった日から30日以内に、受注者に請負代金を支払わなければならない。

(かし担保)

第15条 発注者は、物品の納入後、当該物品にかしがあるときは、受注者に対して相当の期間を定めて、そのかしの補修を請求し、又はその補修に代え、若しくはその補修とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、そのかしが、この契約により受注者が修繕を行う前に生じたものであることが明らかな場合は、この限りでない。

(履行遅延の場合の違約金)

第16条 受注者の責めに帰すべき理由により、納入期限内に当該物品の修繕を完了することができない場合において、納入期限後に修繕の完了する見込みがあると発注者が認めたときは、発注者は、違約金を徴収して納入期限を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、請負金額に年2.7パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しない。

3 発注者の責めに帰すべき理由により、第14条の規定による請負代金の支払が遅れた場合は、受注者は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年2.7パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第17条 この契約に関し、受注者（共同企業体の場合にあつては、その構成員）が次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額）の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定

に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
- (5) この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた損害額が前項の規定する損害額を超える場合は、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 受注者が前2項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（発注者の解除権）

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき理由により、納入期限内に物品を納入する見込みがないと、明らかに認められるとき。
- (2) この契約の締結及び履行に関し、不正な行為をしたとき。
- (3) 許可、免許、登録又は各種の資格が必要な修繕については、当該許可、免許、登録又は各種の資格が取消し又は抹消されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

- (5) 第20第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 受注者がこの契約の履行にあたり、第三者と契約を締結する際、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者とこの契約の履行に係る契約をしていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、既納部分の取り扱いについては、発注者と受注者とが協議して定める。

3 第1項の規定によりこの契約を解除された場合においては、受注者は、請負代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

第19条 発注者は、物品の修繕が完了しない間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により、この契約を解除した場合に準用する。

3 発注者は、前2項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第20条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条の規定により契約の内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条の規定による納入の中止の期間が、契約日から納入期限までの期間の10分の5以上に達したとき。

2 前条第3項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。
(解除に伴う措置)

第21条 前3条の規定により、この契約が解除された場合において、修繕のため受注者が分解し、又は引き取った物品がある場合には、受注者は、発注者が指定する期限までに受注者の費用をもって組立て、取付け等の必要な処置を執り、発注者の指定する場所において返還しなければならない。

(火災保険等)

第22条 受注者は、発注者の要求があったときは、修繕物品および修繕用材料等を火災保険その他の損害保険に付さなければならない。発注者の要求があったにもかかわらず、受注者が、保険に付さなかったため発注者に損害を及ぼしたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、火災保険等にかかる時期、期間、保険会社等については、発注者の定めるところに従うものとし、保険契約締結後、遅滞なくその証券を発注者に提示しなければならない。

(秘密の保持)

第23条 受注者は、職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(定めのない事項等)

第24条 この約款に定めのない事項又はこの約款の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。